

議案第69号

守谷市営住宅管理条例の一部を改正する条例

守谷市営住宅管理条例（平成9年守谷町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項ただし書中「において、入居者が」を「（次条第1項ただし書に規定する場合を除く。）において、」に改める。

第16条第1項に次のただし書を加える。

ただし、入居者が省令第8条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、この限りでない。

第16条第2項中「基づき」の次に「（同項ただし書に規定する場合にあっては、省令第9条に規定する方法により）」を加える。

第30条第1項中「第8条第2項」の次に「（第16条第1項ただし書に規定する場合にあっては、令第8条第3項において準用する同条第2項）」を加える。

第39条及び第40条中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の守谷市営住宅管理条例第15条第1項、第16条及び第30条第1項の規定は、平成31年度以降の年度の市営住宅の毎月の家賃について適用する。

平成29年12月 1日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

平成 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
69号	1

提案理由（議案第69号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、公営住宅法の改正により、認知症患者等である公営住宅入居者の収入申告義務を緩和できることとなったことから、市営住宅において当該緩和を出来るようになるとともに、公営住宅法施行令の改正に伴い、条例における引用条項を整理するため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
69号	2

守谷市営住宅管理条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(家賃の決定)</p> <p>第15条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により市長が認定した収入（同条第3項の規定により更正した場合には、その更正後の収入。第28条及び第31条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算定した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合（次条第1項ただし書に規定する場合を除く。）において、第36条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2から4まで (略) (収入の申告等)</p> <p>第16条 入居者は、毎年度、市長に対し、規則で定めるところにより、収入を申告しなければならない。<u>ただし、入居者が省令第8条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 市長は、前項の規定による収入の申告に基づき（同</p>	<p>(家賃の決定)</p> <p>第15条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により市長が認定した収入（同条第3項の規定により更正した場合には、その更正後の収入。第28条及び第31条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算定した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、入居者が 第36条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2から4まで (略) (収入の申告等)</p> <p>第16条 入居者は、毎年度、市長に対し、規則で定めるところにより、収入を申告しなければならない。<u>_____</u></p> <p>2 市長は、前項の規定による収入の申告に基づき</p>

項ただし書に規定する場合にあっては、省令第9条に規定する方法により)，収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

3 (略)

(収入超過者に対する家賃)

第30条 収入超過者が市営住宅に引き続き入居している場合には、当該認定に係る期間、当該市営住宅の毎月の家賃は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該収入超過者に対して認定した収入の額を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項(第16条第1項ただし書に規定する場合にあっては、令第8条第3項において準用する同条第2項)に規定する方法により算定した額とする。

2 (略)

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第39条 市長は、前条の申出をした者を市営住宅に入居させる場合において、当該市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第30条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第40条 市長は、公営住宅の用途の廃止による公営住

_____, 収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

3 (略)

(収入超過者に対する家賃)

第30条 収入超過者が市営住宅に引き続き入居している場合には、当該認定に係る期間、当該市営住宅の毎月の家賃は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該収入超過者に対して認定した収入の額を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項_____

_____に規定する方法により算定した額とする。

2 (略)

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第39条 市長は、前条の申出をした者を市営住宅に入居させる場合において、当該市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第30条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第40条 市長は、公営住宅の用途の廃止による公営住

宅の除却に伴い、当該公営住宅の入居者を市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第30条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

宅の除却に伴い、当該公営住宅の入居者を市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第30条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

69	議案
5	頁数